

令和 7 年度

固定資産税（償却資産）申告の手引

税務事務につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地、家屋のほか、償却資産についても課税されることとなっております。内灘町内に償却資産を所有している方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

つきましては、この『申告の手引』をご参照のうえ申告書を作成し、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

なお、昨年までに資産登録のある方につきましては、償却資産登録確認表を同封いたしましたので、内容をご確認くださいようお願いいたします。

提出期限 … 令和 7 年 1 月 31 日（金）

事務処理の都合上、1 月 20 日（月）までの早期提出にご協力をお願いします。

郵送により申告書を提出される方で、受付印を押した申告書（控用）の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒の同封がない場合は返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

申告書提出先 及 問い合わせ先	〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1 内灘町総務部税務課 固定資産税係（償却資産担当） 電 話 076-286-6706 FAX 076-286-6709
-----------------------	---

石 川 県 河 北 郡 内 灘 町

1. 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有しているものも含みます。）をいいます。

なお「事業の用に供する」とは、所有者が自ら事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合や、福利厚生のために供する場合も含まれます。

2. 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		申 告 が 必 要 な 償 却 資 産 の 例
構 築 物		舗装路面、看板（広告塔等）、貯水槽、橋、フェンス、門、塀、緑化施設、庭園、カーポート、自転車置場、ビニールハウス等
	建物付属設備	① 建物の所有者が取り付けた建物付属設備のうち、ネオンサイン、受変電設備、中央監視設備等（3ページ「償却資産と家屋の区分の例示」参照） ② 賃借人（テナント）等が事業のために施工した内装、造作、建築設備等（3ページ「4. 賃借人等が施工した内装等」参照）
機 械 及 び 装 置		製造機械設備、工作機械（旋盤、フライス盤、ボール盤等）、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）、駐車場機械装置、印刷機械、クリーニング設備、太陽光発電設備等
船 舶		ボート、釣り船、漁船、貨物船、遊覧船等
航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具		自転車、荷車、台車、フォークリフト、大型特殊自動車等 ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は申告不要
工 具、器 具 及 び 備 品		事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、測定工具、検査工具、切削工具、医療機器、理美容機器、カラオケ等の音響機器、レジスター等

3. 償却資産と家屋の区分

家屋の所有者が取り付けた建物付属設備のうち、構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋として取り扱いますが、構造上一体となっていないものや独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供するもの等については償却資産として取り扱います。

償却資産と家屋の区分の例示（建物付属設備等と家屋の所有者が同じ場合）

設備等の種類	償却資産として 取り扱うもの	家屋として 取り扱うもの
内 装 、 造 作 等		床・壁・天井仕上、店舗造作等
電 気 設 備	受変電設備、予備電源設備、中央 監視設備、電力引込工事等	インターホン設備、避雷設備、 盗難非常通報装置
照 明 器 具 設 備	屋外設備一式	屋内設備一式
動 力 配 線 設 備	特定の生産又は業務用の設備	左記以外の設備
電 話 設 備	電話機、交換機等の機器	配管、配線、端子盤等
放 送 ・ 拡 声 設 備	マイク、スピーカー等の機器	配管、配線等
監 視 カ メ ラ 設 備	カメラ、録画装置等の機器	配管、配線等
給 排 水 設 備 ガ ス 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産 又は業務用の設備	屋内の配管、高架水槽、受水槽、 ポンプ等
給 湯 設 備	局所式給湯設備（電気温水器・ 湯沸器用）	中央式給湯設備、局所式給湯設備 （床暖房用、ユニットバス用等）
衛 生 設 備		設備一式（洗面器、便器等）
消 火 設 備	消火器、避難器具、ホース及び ノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備 等
空 調 設 備 換 気 設 備	ルームエアコン（壁掛型）、特定 の生産又は業務用の設備	左記以外の設備
そ の 他 の 設 備 等	駐車場機械装置、広告塔、ネオン サイン、集合郵便受け、簡易間 仕切り、ブラインド等	造り付け家具、鉄骨の非常階段等
厨 房 設 備 洗 濯 設 備	百貨店・ホテル・飲食店・病院・ 社員食堂等の業務用の設備	左記以外の設備
運 搬 設 備	ベルトコンベア、リフト等	エレベーター、エスカレーター等
外 構 工 事	門、塀、緑化施設等工事一式	

※ 一般的な区分の例であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

詳細については税務課固定資産税係（償却資産担当）までお問い合わせください。

4. 賃借人等が施工した内装等

賃貸ビル等を借り受けて事業をしている賃借人（テナント）等が、自らの事業のために施工した内装及び造作（床・壁・天井仕上や建具、配線、配管、間仕切り等の工事）や、建物付属設備（電気、給排水、ガス、衛生、空調等の設備）のことを特定付帯設備といいます。特定付帯設備は上記の表の「家屋として取り扱うもの」を含め、すべて償却資産として取り扱いますので、賃借人（テナント）等がそれらの償却資産を申告してください。

なお、親族名義や共有名義の建物で事業をしている方や、代表者個人名義の建物で事業をしている法人も賃借人（テナント）等と同じ取扱いとなります。

2. 償却資産の申告について

1. 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、内灘町内に償却資産を所有している方。また、次の(1)～(3)に該当する方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に貸し付けている方
- (2) 償却資産の所有者がわからない場合は使用している方
- (3) 償却資産を共有している方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共同名義（代表者氏名 外○名）での申告となります。）

なお、申告書が送られてきた方で、償却資産を所有していない方は申告書備考欄に「該当資産なし」と記載し、ご提出ください。また前年中に廃業、移転、合併等ですべての資産が減少し、令和7年1月1日現在に償却資産を所有していない方も、減少の申告をお願いします。

2. 申告方法について

① 一般の方法（所定の申告用紙）により申告する場合

区分	申告対象者	申告する資産
全資産申告	◆ 初めて申告する方 ◆ 前年中に新たに事業を開始した方 ◆ 全資産申告をお願いした方	令和7年1月1日現在、内灘町内に所有しているすべての資産
増減資産申告	◆ 前年度以前に申告した方のうち償却資産登録確認表が送られてきた方	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加又は減少した資産及び前年度までの申告もれ資産

※ 前年中に資産の増減がなかった方は申告書備考欄に「前年中異動なし」と記載し、提出してください。申告書は、内灘町のホームページからもダウンロードできます。

② 電算処理により申告する場合

事業者の電算システムにより、すべての所有資産について評価額等を計算し、申告してください。資産の内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書にすべての資産の評価額、課税標準額等を記載し、提出してください。

③ eLTAXにより電子申告する場合

内灘町ではeLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告も受付しています。ご利用にあたっては電子証明書等の取得、利用の届出等の手続きが必要です。詳細はeLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

なお、eLTAX等で申告された場合、翌年度から紙の申告書は郵送いたしません。

3. 提出書類について

① 申告の区分により下表の○印の書類を提出してください。

申告の区分		償却資産申告書	種類別明細書	
			増加資産・全資産用	減少資産用
全 資 産 申 告	申 告 資 産 あ り	○	○	—
	申 告 資 産 な し	○	—	—
増 減 資 産 申 告	資 産 の 増 減 な し	○	—	—
	増加資産のみあり	○	○	—
	減少資産のみあり	○	—	○
	増加・減少資産の 両 方 と も あ り	○	○	○

※ 申告書等は複写式となっております。控用は保管のうえ、提出用のみ提出してください。

② 次の（１）～（４）に該当する資産がある場合は申告書等と併せて下記の書類を提出してください。その際、申告書備考欄に添付書類の名称を記載してください。

- （１） 短縮耐用年数を適用した場合 …………… 国税局長の承認通知書の写し
- （２） 増加償却をした場合 …………… 税務署長への届出書の写し
- （３） 非課税資産を所有している場合 …………… 非課税内容に係る資料
- （４） 課税標準の特例がある資産を所有している場合 … 特例内容に係る資料

③ 番号法に係る本人確認書類を申告書等と併せて掲示又は提出してください。

申告書の提出にあたっては、１２桁のマイナンバー（個人番号）（法人は１３桁の法人番号）と本人確認（番号確認及び身元確認）が必要となります。

代理人が申告書を提出する場合は代理権の確認、代理人の身元確認、本人の番号確認が必要となります。なお、本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバーの記載はないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

4. 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和７年１月１日現在において事業の用に供することができ、耐用年数が１年以上で取得価格が１０万円以上の資産です。ただし、次の（１）～（１０）に該当する資産も申告が必要です。

- （１） 取得価格が１０万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産
- （２） 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- （３） 償却済資産（耐用年数が経過し、減価償却が終了した資産）
- （４） 貸付資産（他人に貸付している資産）
- （５） 福利厚生のに供する資産
- （６） 建設仮勘定で経理されている資産
- （７） 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- （８） 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる資産）
- （９） 未稼働資産（既に完成又は据付済であるが、未だ稼働していない資産）
- （１０） 改良費（資本的支出は本体と区分し新たな資産の取得とみなす）

5. 申告の対象とならない資産

次の（１）～（８）に該当する資産は固定資産税の課税対象とならないので、申告の必要はありません。

- （１） 取得価格１０万円未満の資産のうち一時損金算入した資産
- （２） 取得価格２０万円未満の資産のうち３年で一括償却した資産
- （３） 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- （４） 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- （５） 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- （６） 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- （７） 生物、立木、果樹（観賞用、興行用は申告対象）
- （８） 書画、骨董（希少価値を有し、代替性がないものに限る）

〈参考〉少額の減価償却資産の取扱いについて

少額資産は、取得価額と償却方法に応じて取扱いが異なります。（下記参照）

取得価額 償却方法	１０万円未満	１０万円以上 ２０万円未満	２０万円以上 ３０万円未満	３０万円以上
一時損金算入	×			
３年一括償却	×	×		
中小企業特例	○	○	○	
個別減価償却	○	○	○	○

○＝申告対象 ×＝申告対象外

6. リース資産の取扱いについて

一般にリース資産は、その資産の所有者であるリース会社に申告の義務があります。ただし、リース期間終了後に借主に無償で譲渡されることになっている資産等、実質的に所有権留保付割賦販売とみなされるリース資産については、借主に申告の義務があります。なお、平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約に係る資産について、所有者（リース会社）が当該資産を取得した際における取得価額が２０万円未満である場合、申告の必要はありません。

7. 所有権が留保された資産の取扱いについて

割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている資産については、原則として資産を使用している買主の方に申告の義務があります。この場合、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「割賦販売資産」と記載し、申告書備考欄に売主の名称等及び買主の所得権取得予定年月日を記載してください。

8. 軽減措置等について

① 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が課税されません。

② 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、税負担の軽減を図るため課税標準の特例が適用されます。下表は一部を抜粋したものです。

地方税法の根拠規定		特例対象資産	適用期間	特例率
第349条の3	第2項	一般ガス導管事業の用に供する資産	最初の5年間	1／3
			次の5年間	2／3
	第5項	内航船舶	—	1／2
附則第15条	第25項 第1号	太陽光発電設備	最初の3年間	2／3
		風力発電設備		
		地熱発電設備		
		バイオマス発電設備		

③ 中小企業等経営強化法による固定資産税の特例について

内灘町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新規取得した設備等について、一定の要件を満たした場合、固定資産税の課税標準額を3年間に限り、1／2に軽減します。さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、有利な特例率が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得期間	適用期間	特例率
無 し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	1／2
有 り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	1／3
有 り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	1／3

9. 能登半島地震により被災代替償却資産を取得した場合の特例

令和6年能登半島地震により滅失または損壊した償却資産（以下「被災償却資産」といいます。）の所有者等が、被災償却資産に代わる償却資産を新たに取得または被災償却資産を改良した場合には、その資産に係る固定資産税の課税標準額をその取得または改良した年の翌年から4年度分に限り、2分の1の額とする特例が設けられています。

※提出書類等については、

内灘町のホームページ（<https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/zeimu/1888.html>）をご覧ください。

10. 国税（所得税・法人税）と取扱いが異なる点

国税（所得税・法人税）と固定資産税（償却資産）では取扱いが異なる点がありますので注意が必要です。主な違いは下表を参考にしてください。

項 目	国税の取扱い （所得税・法人税）	固定資産税の取扱い （償却資産）
償 却 の 計 算 期 間	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	定率法・定額法の選択制度	定率法のみ（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません
特 別 償 却 割 増 償 却 即 時 償 却	認められます	認められません
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）	取得価額の5％

※ 固定資産税の取扱いでは、圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で、取得価額の圧縮を行った資産については、圧縮前の取得価額を申告してください。

11. 固定資産税の賦課期日と法人の事業年度との関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は令和7年1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末日から賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告が必要です。

（例）決算日が9月30日（1年決算法人）の場合



3. 固定資産税（償却資産）の課税について

1. 税額について

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税 率 1. 4 / 1 0 0	=	税 額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	---------------------	---	----------------------

令和 7 年 1 月 1 日現在の資産の所有者が納税義務者となります。

課税標準額は令和 7 年 1 月 1 日現在の資産の評価額の合計となります。また、課税標準額の特例が適用される資産がある場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

課税標準額が 1 5 0 万円未満の場合、償却資産に係る固定資産税は課税されません。ただし、1 5 0 万円未満であっても申告は必要です。

2. 評価額について

資産の取得年月、取得価額、耐用年数に基づき次の算式により算出します。

前年中取得資産	前年前取得資産
取得価額 × (A)	前年度評価額 × (B)

※ (A) 及び (B) は減価残存率表の耐用年数に応ずる減価残存率です。

※ 算出した評価額が取得価額の 5 % を下回る場合は、取得価額の 5 % が評価額となります。

減価残存率表（固定資産評価基準 別表第 1 5 より一部抜粋）

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前 年 中 取得資産 (A)	前 年 前 取得資産 (B)		前 年 中 取得資産 (A)	前 年 前 取得資産 (B)		前 年 中 取得資産 (A)	前 年 前 取得資産 (B)
—	—	—	21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

4. 申告書等の書き方

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載例

(注意事項) ○ 欄ちがい、桁ちがいをしないよう正確に記載してください。

申告書を提出する年月日を記載してください。

マイナンバー又は法人番号を正確に記載してください。

事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

所有者コード記載する必要はありません。

8～14 該当する方に○印を付けてください。
(注) 償却資産の評価においては特別償却、圧縮記帳は認められておりません。

15 内灘町内における事業所等資産の所在地を記載してください。
また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、そのうち主たる所在地の番号に○印を付けてください。

16 借用資産(リース資産)の有無について該当する方に○印を付けてください。
なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。

17 該当する方に○印を付けてください。

1 住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。

2 氏名を記載し、ふりがなを付してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
屋号があれば記載してください。

取得価額
(イ) 前年前に取得したもの
前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(ロ) 前年中に減少したもの
前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(ハ) 前年中に取得したもの
前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(ニ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))
(イ) 前年前に取得したもの-(ロ) 前年中に減少したもの+(ハ) 前年中に取得したものであることによって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

評価額(ホ)
記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、種類別明細書(全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。

決定価格(ヘ)
記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、償却資産申告書の「評価額(ホ)」の合計額と同じになります。

課税標準額(ト)
記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、種類別明細書(全資産用)の「課税標準額」の合計額と同じになります。

18 備考(添付書類等)
次のような事項を記載してください。
①「短縮耐用年数承認書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称
②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項及び添付した書類の名称
③課税標準の特例の場合は、その適用条項及び添付した書類の名称
④償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度

⑤前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項
⑥納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
⑦増加又は減少した資産がない場合は「前年中異動なし」、該当する資産がない場合は「該当資産なし」と記載してください。また、廃業等の場合もその旨記載してください。
⑧その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

令和 7 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和 7 年 1 月 20 日

内灘町長

住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。

1 住所 (又は納税通知書送付先) 河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1 (電話 286-1111)

2 氏名 (又は納税通知書送付先) 内灘建設株式会社 取締役社長 内灘太郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額) 建築業 (20 百万円)

5 事業開始年月 平成 20 年 8 月

6 この申告に添付する者の氏名及び氏名 経理係 甲野 乙雄 (電話 286-1111)

7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)

14 青色申告 (有・無)

所有者コード

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 大学 1 丁目 2 番地 1

② 大根布 1 丁目 500

③

16 借用資産 (有・無)

貸主の名称等 河北郡内灘町字大根布 7 丁目 310 内灘リース株式会社 286-0001

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)

18 備考(添付書類等)

〔割賦販売資産〕

内灘町字鶴ヶ丘 4 丁目 200

内灘重機販売(株)

286-9999

令和 7 年 8 月所有権取得予定

資産の種類	取得価額				評価額				決定価格				課税標準額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構築物	800,000			800,000												
2 機械及び装置	42,100,000	7,800,000	11,000,000	45,300,000												
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品	1,360,000	620,000	985,000	1,725,000												
7 合計	44,260,000	8,420,000	11,985,000	47,825,000												

資産の種類	評価額(ホ)				決定価格(ヘ)				課税標準額(ト)			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合計												

(注意事項) ○ 欄ちがい、桁ちがいをしないよう正確に記載してください。

所有者コード
記載する必要は
ありません。

〔 該当する方に○印を
付けてください。 〕

減価残存率(口)
9ページの減価残存率表により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。

氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、用紙が複数枚にわたる場合は、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

増加事由
資産が増加したことについて
該当する増加事由の番号（下部
の注意書きを参照）に○印を付
けてください。

摘要
当該資産について、次のような
事項を記載してください。

- ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項
(例) 法第349条の3第1項
- ②中古見積耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
(例) 中古見積
- ③割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
(例) 割賦販売資産
申告書備考欄参照
- ④耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示
(例) 耐用年数変更9年→8年
- ⑤短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
(例) 短縮R6.5承認
- ⑥増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
(例) 増加償却R5.10.1
からR6.9.30.までは20%
- ⑦他市町村より移設した資産についてはその旨の表示
(例) R6.7金沢より移動
- ⑧能登半島地震により滅失または損壊した資産に代わって取得した資産についてはその旨の表示
(例) 被災代替償却資産
- ⑨その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

課税標準額
記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産
申告を行う場合は、個別の資産
に係る課税標準額を記載してく
ださい。

なお、課税標準の特例の適用
を受ける資産については、当該
資産の価額に特例率を乗じて得
た額を記載してください。

課税標準の特例(率・コード)
記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産
申告を行う場合は、次の例のよ
うに記載してください。

(例) $\frac{1}{12}$ の特例 $\rightarrow 1\ 1\ 2$
 $\frac{2}{3}$ の特例 $\rightarrow 2\ 0\ 3$

資産の種類
資産の種類に対応する1から6ま
での数字を記載してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

資産コード
記載する必要はありません。

資産の名称等
資産の名称及び規格等を記載
してください。

数量
資産の数量を記載してください。

取得年月（年号、年、月）
資産を実際に取得した年月を
記載してください。
年号については、それぞれの
年号に対応する数字を記載して
ください。

3 昭和
4 平成
5 令和

取得価額(イ)
当該資産の取得価額を記載してください。

なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。

また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

改良費については、新たな資産とみなしますので、改良を加えた資産とは別に記載してください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

価額 (ハ)

記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載を必要とします。この場合、次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。

①前年中に取得した資産 取得価額×(A)
②前年前に取得した資産 前年度評価価額×(B)

(注) (A)及び(B)は、9ページの減価残存率表に掲げる耐用年数に
応ずる(A)欄及び(B)欄の減価残存率をいいます。

課税標準の特例(率・コード)
記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産
申告を行う場合は、次の例のよ
うに記載してください。

(例) $\frac{1}{12}$ の特例 $\rightarrow 1\ 1\ 2$
 $\frac{2}{3}$ の特例 $\rightarrow 2\ 0\ 3$

第二十六号様式別表（提出用）

令和 7 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 所有者コード		※		所有者名		1 枚のうち		1 枚目			
				内灘建設株式会社							
行 番号	資産 コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 (イ) 十億 百万 千 円	耐用年数 (ロ)	償却率 (ハ)	価額 (ヘ) 十億 百万 千 円	課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由 1 2 3 4	摘要
01	2	パワーショベル	1	5 6 8	6,000,000	8	0.875	5,250,000		①・2	創設販売資産
02	2	バックホー	1	4 31 3	3,000,000	8	0.750	622,923		①・2	R6.7 金沢 より移動
03	2	中古ミニショベル	1	5 6 7	2,000,000	2	0.658	1,316,000		①・2	中古見積
04	6	パソコン	1	5 6 3	235,000	4	0.781	183,535		①・2	
05	6	エアコン	1	5 6 7	150,000	6	0.840	126,000		①・2	
06	6	カラー複合機	1	5 6 5	600,000	5	0.815	489,000		①・2	被災代替 償却資産
07							0.			1・2	
08							0.			3・4	
09							0.			1・2	
10							0.			3・4	
11							0.			1・2	
12							0.			3・4	
13							0.			1・2	
14							0.			3・4	
15							0.			1・2	
16							0.			3・4	
17							0.			1・2	
18							0.			3・4	
19							0.			1・2	
20							0.			3・4	
小 計			6		11,985,000			7,987,458			

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

3. 種類別明細書（減少資産用）の記載例

(注意事項) ○ 欄ちがい、桁ちがいをしないよう正確に記載してください。

申告の年度を記載してください。

所有者コード記載する必要はありません。

所有者名
氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書（減少資産用）」について、1枚の場合、1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

資産の種類
資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

抹消コード
記載する必要はありません。

資産の名称等
前年中に減少した資産の名称等を記載してください。

数量
前年中に減少した資産の数量を記載してください。

取得年月（年号、年、月）
資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号については、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
3 昭和
4 平成
5 令和

令和 7 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1枚のうち	
所有者コード												内灘建設株式会社		1枚目	
行番号	資産種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1売却	2滅失	3移動	4その他	
01	2		パワーショベル	1	4	2	8	5	4,800,000	8	2	9	1・②・3・4	1・②	当初取得価額960万円(数量2台)のうち480万円(数量1台)分減少
02	2		測量機械	1	5	3	5		3,000,000	5	4		1・②・3・4	①・2	能登半島地震により除却
03	6		クーラー	1	4	2	7	7	120,000	6	2	8	1・②・3・4	①・2	
04	6		カラー複合機	1	5	2	1		500,000	5	3		1・②・3・4	①・2	能登半島地震により除却
05													1・2・3・4	1・2	
06													1・2・3・4	1・2	
07													1・2・3・4	1・2	
08													1・2・3・4	1・2	
09													1・2・3・4	1・2	
10													1・2・3・4	1・2	
11													1・2・3・4	1・2	
12													1・2・3・4	1・2	
13													1・2・3・4	1・2	
14													1・2・3・4	1・2	
15													1・2・3・4	1・2	
16													1・2・3・4	1・2	
17													1・2・3・4	1・2	
18													1・2・3・4	1・2	
19													1・2・3・4	1・2	
20													1・2・3・4	1・2	
小計				4					8,420,000						

取得価額
減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

耐用年数
当該資産の耐用年数を記載してください。

申告年度
当該資産について最初に申告した年度を記載してください。

減少の事由及び区分
当該償却資産が減少した事由とその区分について、それぞれ該当する番号に○印を付けてください。

摘要
①当該資産が減少した事由について、記載してください。
1 売却 にあつては、その売却先の名称等
2 滅失 にあつては、その滅失の理由等
3 移動 にあつては、その受け入れ先の所在地等
4 その他 にあつては、その減少の事由等
②減少の区分が、「2 一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。
(例)当初取得価額960万円(数量2台)のうち、480万円(数量1台)分減少
③能登半島地震に起因して当該資産が減少した場合には、次のように記載してください。
(例)能登半島地震により除却
④その他当該資産が減少したことについて、必要な事項を適宜記載してください。

5. その他

1. 申告をしない場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び内灘町税条例第75条の規定により過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金を科されることがありますので、正しく申告してください。

2. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条の規定により、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、電話での問い合わせや資料提供の依頼、実施調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と申告内容に差異が見受けられた場合は、申告内容の修正を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 過年度分の遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や、資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、現年度だけでなく5年度分（偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及して修正することがあります。

なお、過年度分について追加で課税となった場合は、通常とは異なり納期は1回となりますのでご注意ください。

提出前に確認をお願いします

- ☐ 申告書の住所欄に納税通知書の送付先が記載されていますか
- ☐ 申告書にマイナンバー又は法人番号が記載されていますか
- ☐ 申告書に連絡先は記載されていますか
- ☐ 申告書に資産所在地は記載されていますか
- ☐ 種類別明細書に増加資産の耐用年数は記載されていますか
- ☐ 種類別明細書に増加事由の○印は記載されていますか